スーパー定期［単利型］

令和７年４月１日現在

１．商品名（愛称）	さんしん相続定期預金「親子リレー」 ・自由金利型定期預金〈M型〉［単利型］（スーパー定期） ・自由金利型定期預金（大口預金）
２．販売対象	・金融機関（当金庫以外の金融機関を含む）での相続手続き完了後１年以内に、相続により取得した金額を原資としてお預け入れされる個人の方。 ＊相続を確認できる書類が必要となりますのでご用意をお願いします。
３．期　間	・定型方式……１年（証書式）
４．預　入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 口座制限 (5) 必要なもの	 ・相続により取得した金額を原資とした資金の預入が対象となります。 ・一括預入（既存の定期預金からのお預入は対象外となります） ・最低 100 万円以上 ・相続により取得した金額の範囲内となります。 ・相続による取得資金でないものでのお預け入れはできません。 ・すでにお預け入れの相続人名義の相続によらない預金でのお預け入れはできません。 ・１円単位 ・複数口に分けてご契約いただきます。ただし、ご契約店舗は１店舗に限らせていただきます。 ・当金庫で相続手続きをされた方は、ご契約時に以下をご用意ください。 1. 本人確認書類 2. お届印 ・他金融機関で相続手続きをされた方は、ご契約時に以下をご用意ください。 1. 本人確認書類 2. お届印 3. 「金融機関での相続完了時期」「申込人が相続人であること」「相続により取得した金額」を確認できる書類（下記のいずれか） ➢ 遺産分割協議書の写し ➢ 金融機関に提出した相続依頼書の写し ➢ 「戸籍謄本の写し」＋「被相続人名義の解約済み通帳または計算書の写し」 ➢ 「遺言書（遺言公正証書または自筆証書遺言で検認済みのもの）の写し」＋「被相続人名義の解約済み通帳または計算書の写し」など
５．払戻方法	・満期日以後の一括払戻並びに中途解約により払い戻します。
６．利　息 (1) 適用金利 (2) 計算方法	 ・預け入れするスーパー定期１年、もしくは大口定期１年の「店頭表示金利＋０．２％」の固定金利で、満期日まで適用します。 ・自動継続扱いの場合、初回満期日以降の金利は、自動継続日当日におけるスーパー定期１年、もしくは大口定期１年の店頭表示金利を適用します。 ・付利単位を１円とした１年を３６５日とする日割計算。（スーパー定期） ・付利単位を 100 円とした１年を３６５日とする日割計算。（大口定期）

７．税　金	・２０％（国税１５％、地方税５％）の税金がかかります。 （ただし、マル優をご利用の場合は除きます） ※平成２５年１月１日から平成４９年１２月３１日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、２０．３１５％（国税１５．３１５％、地方税５％）の税金がかかります。
８．手数料	――――――
９．付加できる特約事項	・個人のものはマル優の取扱いができます。
10．中途解約時の取扱	・上乗せ金利適用中に中途解約された場合は上乗せ金利は適用されず、当金庫所定の中途解約利率が適用され、預入日から解約日の前日までの日割計算により中途解約利息をお支払います。
11．金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12．苦情処理措置・紛争解決措置	・本商品の相談･苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9 時～17 時、電話：0120‐31‐3534）にお申し出ください。また、全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03‐3517‐5825）、関東地区しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03‐5524‐5671）にお申し出いただくことも可能です。 ・上記により問題を解決できない場合（紛争）は、①東京弁護士会（電話：03‐3581‐0031）、②第一東京弁護士会（電話：03‐3595‐8588）、③第二東京弁護士会（電話：03‐3581‐2249）、④新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）、⑤長野県弁護士会（電話：026-232-2104）の仲裁センター等で解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日にお客様相談室または上記しんきん相談所にお申し出ください。また、お客様から上記弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。 なお、上記①～③の東京の弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、(1)お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用い、共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）と、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）があります。詳しくは、上記①～③の東京の弁護士会、全国しんきん相談所、お客様相談室にお問合わせください。
13．その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。 （当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます。） ・本商品は、予告なく金利や条件が変更される場合があります。予めご了承ください。